

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、平成27年4月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または8（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。

また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設

されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、33（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、57（一般供給設備の工事費負担金）または58（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、58（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、23（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にす

るために原則として3パーセントの損失率によって修正したものとしたします。

4 供給電圧についての特別措置

標準電圧13,800ボルトで電気の供給を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、標準電圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものとしたします。

5 アンシラリーサービス料についての特別措置

お客さまが平成17年3月31日までに当社の供給設備に電氣的に接続して使用された発電設備については、当該発電設備を更新されない限り、本則の規定にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。

6 供給停止についての特別措置

次の地域については、35（供給の停止）(2)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものとしたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

宮古島市

石垣市

本部町字瀬底（水納島）

久米島町

伊江村

伊平屋村

伊是名村

渡嘉敷村

座間味村

渡名喜村

栗 国 村
南 大 東 村
北 大 東 村
多 良 間 村
竹 富 町
与 那 国 町

7 延滞利息の適用開始時期

- (1) 14 (特定規模電力A), 15 (特定規模電力B), 16 (特定規模臨時電力), 17 (特定規模自家発補給電力), 18 (特定規模予備電力), 19 (特定規模季節別時間帯別電力), 25 (日割計算), 26 (料金の支払義務および支払期日), 27 (料金その他の支払方法), 28 (延滞利息), 29 (保証金), 31 (契約超過金), 35 (供給の停止), 37 (供給停止期間中の料金), 38 (違約金), 40 (制限または中止の料金割引), 附則6 (供給停止についての特別措置) および別表6 (日割計算の基本算式) は, 平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし, 平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については, 附則8 (延滞利息の適用開始までの取扱い) を適用いたします。ただし, (2) の場合を除き, 平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は, 平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で, 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは, (1) に準ずるものといたします。この場合, (1) にいう検針日は, 計量日といたします。

8 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 料 金

イ 料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金

に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

ロ 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

ハ 早収期間は、(9)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間((18)の地域については、30日目までの期間をいいます。)をいいます。

なお、早収期間の最終日（以下「早収期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(2) 特定規模電力A

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特定規模自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の

状況等により決定いたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 特定規模自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ニ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を

使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,701円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,690円20銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円96銭	14円58銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円72銭	14円36銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセント

を下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増いたします。

(3) 特定規模電力 B

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上（特定規模自家発補給電力 B とあわせて契約する場合は、特定規模自家発補給電力 B の契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット以上といたします。）であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 20,000 ボルトまたは 60,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力 B とあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力 B の契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 特定規模自家発補給電力 B と同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力 B によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の特定規模自家発補給電力 B の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力 B のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の特定規模自家

発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ニ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1キロボルト に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,868円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,803円60銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量と

いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円40銭	12円24銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円17銭	12円02銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(4) 特定規模臨時電力

イ 適 用 範 囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(ロ) 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

ロ 契約電力

契約電力は、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bの場合に準じて定めます。

ハ 早収料金

(イ) 早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

特定規模電力Aまたは特定規模電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使

用電力量といたします。

(a) イ(イ)に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	15円70銭	14円45銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	15円41銭	14円19銭

(b) イ(ロ)に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	18円79銭	17円25銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	18円50銭	16円98銭

(ロ) 力率割引および割増しは、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bに準じて適用いたします。

ニ そ の 他

(イ) 当社は、供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特定規模臨時電力を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bに準ずるものといたします。

(5) 特定規模自家発補給電力

イ 特定規模自家発補給電力A

(イ) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた

不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 力

a 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

b aによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(a) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(b) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電

力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

a 基本料金

基本料金は、特定規模電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントとしたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量としたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	17円38銭	15円96銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	17円11銭	15円72銭

(b) (a)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	21円24銭	19円47銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	20円93銭	19円19銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特定規模電力Aに準ずるもの
といたします。

(ニ) 特定規模自家発補給電力Aの使用

お客さまが特定規模自家発補給電力Aを使用される場合は、使
用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知して
いただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開
始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ホ) 特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと同一
計量される場合の最大需要電力

特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと同一
計量される場合で、特定規模自家発補給電力Aを使用されたとき
は、その1月の30分最大需要電力計の値が特定規模電力Aまたは
特定規模季節別時間帯別電力Aの契約電力と特定規模自家発補
給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するとき
を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなし
ます。

a 超過の原因が特定規模自家発補給電力Aの超過であること

が明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 超過の原因が明らかでない場合は、特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと特定規模自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、特定規模自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特定規模自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 特定規模電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

i 特定規模自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特定規模電力Aの平均電力

ii 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3月間における特定規模電力Aの平均電力

iii 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3日間における特定規模電力Aの平均電力

(b) 特定規模季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

i 特定規模自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特定規模季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

ii 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3月間における特定規模季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

iii 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3日間における特定規模季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

b 特定規模自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特定規模自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、特定規模自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特定規模自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特定規模自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特定規模自家発補給電力Aの最大需要電力に特定規模自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(ト) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力Aに準ずるものといたします。

ロ 特定規模自家発補給電力B

(イ) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて、動力(付帯電灯を含みます。)

を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(ロ) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、特定規模電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	14円55銭	13円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円29銭	13円17銭

(b) (a)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円72銭	16円29銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円39銭	15円99銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特定規模電力Bに準ずるものとしていたします。

(=) 特定規模自家発補給電力Bの使用

お客さまが特定規模自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ホ) 特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bの契約電力と特定規模自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

a 超過の原因が特定規模自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

b 超過の原因が明らかでない場合は、特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと特定規模自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと同一計量される場合の使用電力量

a 使用電力量は、特定規模自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特定規模自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

(a) 特定規模電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

i 特定規模自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特定規模電力Bの平均電力

ii 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3月間における
特定規模電力Bの平均電力

iii 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3日間における
特定規模電力Bの平均電力

(b) 特定規模季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

i 特定規模自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特定規模季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

ii 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3月間における特定規模季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

iii 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3日間における特定規模季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

b 特定規模自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特定規模自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特定規模自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特定規模自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

c 使用電力量の区分

特定規模自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特定規模自家発補給電力Bの最大需要電力に特定規模自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(ト) そ の 他

a 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施し

ていただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

b 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力Bに準ずるものいたします。

(6) 特定規模予備電力

イ 適用範囲

特定規模電力A、特定規模電力B、特定規模季節別時間帯別電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

(イ) 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

ロ 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特定規模予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特定規模予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみな

します。

ニ そ の 他

- (イ) お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力A、特定規模電力B、特定規模季節別時間帯別電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Bに準ずるものとしたします。

(7) 特定規模季節別時間帯別電力

イ 特定規模季節別時間帯別電力A

(イ) 適用範囲

(2)イに該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特定規模季節別時間帯別電力Aから特定規模電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特定規模季節別時間帯別電力Aを適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(ハ) 契約電力

- a 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約

電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

b 特定規模自家発補給電力Aと同一計量される場合で，特定規模自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その1月の最大需要電力とみなします。

c 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。

(二) 早 収 料 金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，cによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は，別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は，別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契 約 電 力 1キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,701円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,690円20銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	21円58銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	21円25銭

(b) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	17円99銭	16円86銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	17円72銭	16円61銭

(c) 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	11円64銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	11円44銭

c 力率割引および割増し

(a) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85

パーセントとみなします。

(b) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(ホ) そ の 他

a 契約期間満了に先だって、原則として特定規模電力Aに需給契約を変更することはできません。

b その他の事項については、特定規模電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

ロ 特定規模季節別時間帯別電力B

(イ) 適 用 範 囲

(3)イに該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特定規模季節別時間帯別電力Bから特定規模電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特定規模季節別時間帯別電力Bを適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(ハ) 契 約 電 力

a 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認

められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が
てい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

b 特定規模自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特定規模自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

c 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(二) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,868円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,803円60銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	16円56銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	16円25銭

(b) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円80銭	12円69銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円55銭	12円46銭

(c) 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	11円64銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	11円44銭

c 力率割引および割増し

(a) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表4（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(b) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(ホ) そ の 他

a 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

b 契約期間満了に先だって、原則として特定規模電力Bに需給契約を変更することはできません。

c その他の事項については、特定規模電力Bにかかわる規定を準用するものといたします。

(8) 日 割 計 算

イ 当社は、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金は、(17)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(17)イ(ロ)により算定いたします。

(ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(17)イ(ハ)により算定いたします。

(ニ) (イ)、(ロ)および(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ロ 24（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、24（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ハ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(9) 料金の支払義務および支払期限

イ お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

(イ) 検針日といたします。ただし、23（使用電力量等の計量）(8)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日（(10)ハの場合で翌月の料金に加算される金額については、次回の検針日の翌日といたします。）から起算して50日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。ただし、(18)の地域については、支払義務発生日の翌日から起算して60日以内を支払期限といたします。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(10) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によつていた

だきます。

- ロ お客さまが料金をイ(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、イ(ロ)により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- ハ お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。
- ニ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- ホ 特定規模臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

(11) 保 証 金

- イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - (イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - (ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われなかった場合
 - b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ニにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。

ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。

(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(12) 契約超過金

イ お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過金に対応する料金の早収期間内に支払われるときには早収料金の場合の金額、早収期間経過後に支払われるときには遅収料金の場合の金額により計算いたします。また、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支

払期限内に支払っていただきます。

(13) 供給の停止

イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(ロ) お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(ハ) 54（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

(イ) お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ロ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ハ) この供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ハ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

(ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

(ハ) 特定規模電力Bもしくは特定規模季節別時間帯別電力Bの場合、特定規模臨時電力もしくは特定規模自家発補給電力Bで特定規模電力Bに準ずる場合または特定規模予備電力で特定規模電力Bもしくは特定規模季節別時間帯別電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用したとき。

(ニ) 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(ホ) 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ニ お客さまがその他この供給条件に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

ホ イからニによって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

(14) 供給停止期間中の料金

(13)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を(8)により日割計算をして、早収料金を算定いたします。

(15) 違 約 金

イ お客さまが(13)ハ(ロ)または(ハ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この供給条件に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

(16) 制限または中止の料金割引

イ 特定規模電力A、特定規模電力B、特定規模季節別時間帯別電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Bについては、当社は、39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気

の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金を算定いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる理由による場合は、そのお客様については割引いたしません。

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客様の平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

ロ イによる延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客様に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

ハ 特定規模臨時電力、特定規模自家発補給電力および特定規模予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を行ない早収料金を算定いたします。

(17) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、24（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ロ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

a 24（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 24（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、特定規模電力Aおよび特定規模電力Bのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により区分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(ハ) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

a 24 (料金の算定) (1)イ, ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 24 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 22 (料金の算定期間) (2)の場合は、イ(イ)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、計量日といたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)に

う暦日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

(18) 早収期間30日以内の地域

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

宮古島市

石垣市

本部町字瀬底(水納島)

久米島町

伊江村

伊平屋村

伊是名村

渡嘉敷村

座間味村

渡名喜村

粟国村

南大東村

北大東村

多 良 間 村
竹 富 町
与 那 国 町